

第4章 障がい者計画

1 施策の方向性

(1) 心のバリアをなくすために

① 啓発・広報活動の推進

障がいに対する正しい知識を広め、障がいや障がいのある人に対する町民の理解を深めるとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図ります。

また、障がい者の社会参加を妨げる差別や偏見を無くし、すべての町民が互いに尊重し合い、共に生活する社会を目指して、障がいや障がいのある人についての様々な配慮に向けた取り組みを進めます。

■ 施策の展開

■ 広報紙等による啓発

障がいのある人に対する正しい理解を深めるため、広報やホームページを活用するとともに、ふれあい交流事業や研修会等の活動を通じて、様々な形で情報発信し、広く周知を図ります。

■ 障がい者理解のための教育

障がいについての正しい理解や人権に対する理解と認識を高めるため、学校等における福祉教育を推進します。

■ 障害者差別解消法の周知

障がいのある人に対する理解を深めるため、パンフレット等を活用した啓発活動を実施していきます。

また、障がい者週間（12月3日～12月9日）について、町民に対しての周知を行うなど様々な機会や場を通じて相互理解のための取り組みを実施します。

■ 地域における自発的な各種交流活動への支援

障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流事業を支援します。

② ボランティア活動の推進

活力ある共生社会を構築するためには、ボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。また、ボランティア活動の推進や研修会等の開催によりマンパワー（人的資源）の向上に努めます。

町民のやさしい心を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、田上町社会福祉協議会（ボランティアセンター）と連携を取りながら、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。

■ 施策の展開

■ 障がい者支援ボランティアの確保・育成

ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進し、指導者的人材を育成します。

また、障がい者支援のためのボランティアやNPOの育成を支援します。

■ ボランティア活動等の推進

児童、生徒や町民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

（2）ともに生活できる安心な社会を実現するために

① 相談支援体制の充実

障がい者福祉に限らず、地域住民のニーズが多様化しています。

障がい者やその家族からの様々な相談について、窓口での対応や関係機関と調整を図りながら、日常生活の困ったことや要望にきめ細かく対応できるよう努めます。

■ 施策の展開

■ 町による相談の充実

障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう相談支援体制の構築に努めます。

■ 相談支援体制の充実

身近な相談窓口で適切な支援を行うため、各施設や関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

また、身近な相談者として民生委員・児童委員との連携を図りながら必要な支援を行います。

■ 障がい児相談支援

障害児通所支援を利用するために、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し障害児支援利用計画を作成します。

また、定期的なモニタリング（経過確認）を行い、障害児支援利用計画を見直します。

■ 人材の確保・育成

相談者の課題に的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門知識や技術を有する人材の確保・育成に努めます。

■ 虐待の防止

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みを進めます。

■ 成年後見制度の利用促進

知的障がい又は精神障がい（発達障がい者など）により判断能力が不十分な障がい者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成に努めます。

■ 難病患者等への支援

難病患者や高次脳機能障がい者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応できるよう、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整などを行います。

② 障がい福祉サービスの充実

障害者総合支援法をはじめとする各種法律の改正により、障がい者の定義に難病患者が加わるなど、障がい者福祉の対象も多様になっています。

こうしたなか、国の障がい者施策はこれまでの入院・入所から、必要な支援を受けながら地域で共に暮らす在宅支援に重心を移しつつあり、障がい者の暮らしを支える生活支援の各種サービスの充実が求められています。

サービスを必要とする人が、必要な障がい福祉サービス等を適切に受けることができるよう、制度の周知徹底を図るとともに、障がい福祉サービス等の提供にあたっては、障がいの特性を踏まえたきめ細かい対応に努めます。

■ 施策の展開

■ 在宅サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るために、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量と確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備していきます。

また、居宅介護、生活介護等のサービス提供体制の確保を図ります。

■ 人材育成・確保

在宅での生活の充実に向けて、訪問系、日中活動系の障がい福祉サービス及

び地域生活支援事業等のサービス提供事業所に対し各種研修への参加を促し、障がい者の介護や支援に直接携わるサービス従事者やサービス管理責任者、手話通訳者等の専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

■ サービス等利用計画制度の着実な推進

必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、セルフケアマネジメントの視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」の作成を利用者とともに行い、障がいのある人のサービス利用を支援します。

■ 補装具の周知

障がい者が補装具等をできるだけ利用し活用できるよう、補装具の周知と補装具取り扱い業者についての情報提供を行ってきます。

③ 地域生活支援事業の充実

障がいのある人も、地域住民の一員として、就労も含めて自分らしく地域へ貢献し、障がいのある人もない人も、ともに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後の生活を見据え、施設入所から地域への移行、あるいは親元から離れた暮らし等、自立した地域生活の支援を推進するために、地域における複数の機関が有機的な連携の下に、機能を分担して担う体制（地域生活支援拠点）の整備を図ります。

■ 施策の展開

■ 日常生活用具給付等事業

地域生活支援事業として、移動が困難な障がい者の、自立や社会参加の促進につながる移動支援や、障がい者の日常生活の困難を改善し実用性のある日常生活用具の給付の充実を図ります。

■ 地域移行・地域定着の支援体制の強化

入所施設や精神科病院から地域への移行と定着を促進するため、地域移行・地域定着を支援する相談支援事業所の確保に努めます。

■ 必要なサービスの確保

日々の在宅生活を快適に、自立して送れるよう、障がいのある人へのサービスの提供とあわせて介護を担う家族等を支援するサービスの提供体制の充実に努めます。

また、医療的ケアの必要な重度の障がいがある人の日中活動の場など、不足しているサービスの確保に努めます。

④ スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

障がい者の生活をより豊かにするためには、スポーツや文化活動を楽しみ、他者とふれあう機会を提供していく必要があります。個人・団体の自主的な芸術・文化・スポーツ活動が継続的に行われるような支援をしていきます。

■ 施策の展開

■ スポーツ・レクリエーション等の活動の支援

多様なスポーツ競技の紹介などにより、障がい者にスポーツに親しみ、参加する機会を提供するとともに、障がい者が自発的に行うレクリエーション活動を継続的に支援することで、社会参加へのきっかけづくりと健康維持を図ります。

障がい者の生きがいがいづくりにもつながり、様々な世代にわたって交流を深めていけるよう、各種の文化・芸術活動を支援します。

■ スポーツ・レクリエーション等の情報提供の充実

障がい者団体に対して、障がいのある人のスポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動に関する情報提供の充実に努めます。

■ 社会参加の支援体制の充実

障がい者の様々な分野での社会参加の支援のため、スポーツ、レクリエーション、創作活動の指導者として活動できるよう、障がい者自身及びボランティアを含めて指導者の育成を行う関係機関との連携を図ります。

また、障がい者が、スポーツ、レクリエーション、創作活動にかかわる多様な活動に参加できるよう情報を提供します。

(3) 人にやさしいまちづくりを進めるために

① 生活環境の整備

日常生活を営む場所である住宅等、地域での活動や社会参加が無理なくできるよう、公共施設や交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を推進します。

■ 施策の展開

■ 住まいの確保

障がい者の地域生活への移行や今後の住まいへの要望を踏まえ、地域で自立生活を営むための暮らしの場としてグループホーム等の確保に向けた事業所との連携に努めます。

■ 住宅のバリアフリー化の支援

居室内での快適な移動を確保するために、住宅改造費助成事業等を普及・啓発し、住まいのバリアフリー化の促進を図ります。

■ 施設・設備等の整備・改善の推進

道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、公共施設などにおける障がい者とのコミュニケーション方法を改善する仕組みづくりに努めます。

② 防災・防犯体制の整備

災害時における不安の解消を図るため、防災対策を障がい者の視点から再点検し、災害時の避難対策等の仕組みづくりを推進する必要があります。

地域の情報を共有し、障がい者が犯罪や事故等に巻き込まれないよう、地域で見守る体制を構築します。

■ 施策の展開

■ 地域ぐるみの防災体制づくりの推進

障がい者が、犯罪や事故、消費者被害に巻き込まれないように、警察や地域住民などとの連携により、地域における見守り体制の構築を図ります。

災害等による避難指示または避難勧告が出された場合には、町の災害対策本部や民生委員・児童委員等が、事前に登録されている障がい者の安否確認と併せ、避難・誘導等の適切な支援が行えるよう体制の強化に努めます。

■ 地域での助け合い活動の推進

地域住民の理解と協力を求めながら、民生委員・児童委員やボランティア等を主体に「ご近所」による助け合い活動を促進し、地域の障がいのある人に対する声かけ・見守りなどの個別支援活動の促進を図ります。

(4) 個性に応じた保育・教育を進めるために

① 保育体制の充実

障がいの重度化や重複化、多様化の状況を踏まえ、障がいの種類や程度等に応じ、乳幼児期から一貫して計画的に教育や療育を行うことが求められています。

障がいのある子どもの保育園等での受け入れや、保護者に対する相談支援体制を充実していきます。

就学前の健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じた適切な療育を実施する体制の整備を図ります。

■ 施策の展開

■ 障がい児保育や障がい児のいる家庭の相談体制の充実

障がいのある子どもの保護者に対し、「療育相談」や「カウンセリング」、「家庭教育相談」などの相談窓口を充実するとともに、コーディネート（調整）機能をもつ窓口を整備し、就学前および就学後の教育相談の充実を図ります。

■ 保育園等の受け入れ体制の充実

様々な障がいの状態や特性に対応するため、障がいのある子どもの実態に応じた個別指導計画に基づき、保育を進めます。

保育園や幼稚園で受け入れた障がいのある子どもについては、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携を図ります。

② 教育の推進

障がいによる様々なハンディキャップにより、小・中学校の普通学級における教育を受けることが困難な場合や、普通学級における教育だけでは、その能力を十分に伸ばすことが難しい児童生徒については、その能力を最大限にのばし、将来の目標に向かって前進する意欲の維持向上につながる教育体制の整備と総合的な支援が必要です。

就学時健康診断等の結果に基づき、障がいの状況や保護者の希望等を考慮して、保護者の不安解消を図りながら就学指導を行い、個々の教育ニーズに十分に配慮し、一人ひとりに対し最善の教育体制が選択できるよう支援体制の整備を推進します。

■ 施策の展開

■ 教職員への研修の実施

発達障がいのある子どもが、幼稚園や学校で社会への適応力を身につけることができるよう、幼稚園・学校の教職員などに支援技術に関する研修を実施し、地域における支援の担い手の育成に努めます。

■ 適切な教育支援相談の充実

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会を拡充し、双方の豊かな人格形成を目指した教育の推進を図るとともに、障がいのある子どもが早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、連続的な支援体制の充実に努めます。

■ 教育相談、進路指導の充実

障がいのある児童・生徒の教育について、保護者の相談に的確に応じられるよう、保護者と学校等との連携を図ります。

また、関係機関との連携を取りながら、卒業後の進路の選択の幅が広がるよう、進路指導の充実に努めます。

(5) 自立や社会参加を進めるために

① 就労への支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労に対する意欲や就労先の確保が不可欠です。しかし、就労の機会を確保するのが困難な状況です。

ハローワークなどの労働行政関係機関と連携しながら、就労を希望する人への支援や事業主への理解促進を図っていく必要があり、障がいの状況や本人の適正に応じて福祉的就労が可能な事業所や就労移行支援・就労継続支援実施事業所との連携など、いくつかの選択肢を確保するよう努めます。

障がい者自身が望む働き方ができるよう、広く町民に障がい者理解を深める啓発を実施するなど一般就労へ向けた支援を充実するとともに、福祉的就労の場の確保など、多様な働き方、働く環境の改善に努めます。

■ 施策の展開

■ 障がい者雇用の理解・啓発

ハローワークや障害者就業・生活支援センター、県、企業との連携を図りながら、障がい者の雇用拡大のため、事業主や従業員に対する啓発を推進します。

■ 一般就労に向けた支援体制の強化

ハローワークと連携し、障がい者の雇用について、一般企業等への啓発に努めます。また、職場実習など、障がい者の職業体験機会の提供に取り組みます。

障がい者を受け入れている事業所に対しては、ジョブコーチ（職場適応援助者）など職場定着のための支援の利用を進めます。

■ 福祉的就労の支援

授産品の販路を開拓し、また生産技術を向上させることで、障がい者福祉施設の収益力を強化し、そこで作業する障がい者の工賃アップのための支援に取り組みます。

また、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図るよう努めるとともに、職員の採用について、障がい者雇用率の向上に向けた取り組みを進めます。

② 経済的自立の支援

障がい者自身が自立して生計を立てていくことは難しく、家族や親族等の支援を受けながら生活しているのが現状です。経済的な安定は社会生活を営むうえで重要なものであり、障がいのある人やその家族に対する各種手当、年金制度等の拡充が必要です。

就労支援等を含め、障がい者が地域で自立して生活できるよう基盤整備を進めます。

■ 施策の展開

■ 各種年金、手当等の制度の周知徹底

障がいのある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当をはじめとする各種手当の支給について継続して実施するとともに、より適切に活用されるよう、これら手当等について広報などにより周知を図ります。

障害基礎年金（国民年金）について、障がいのある人の生活の安定を図るため、広報などによる周知を行い、適切な支給に努めます。

(6) 健やかに暮らすために

① 障がいの早期発見・療育体制の充実

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、心身の健康づくりを支える適切な保健サービスなどを提供し、健康づくりの支援を行います。

乳幼児の各種健診においては、障がいの原因となる疾病等の早期発見に努めていきます。育児教室、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教育や健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。

今後も乳幼児の健診を充実させ、疾病の早期発見に努めるとともに、医療・保健・福祉・教育関係機関との連携を図り、地域一体となった療育システムの確立に努めます。

■ 施策の展開

■ 母子保健等の保健指導の充実

乳児健診などの事業を継続して実施し、発達の遅れや障がいが疑われる乳幼児を早期に発見・対応することで、障がいの進行の緩和・軽減を図ります。

■ 発達の遅れに対する早期発見・早期支援と関係機関との連携

発達の遅れを早期発見し、適切な発達支援へとつないでいけるよう関係機関と連携し、引き続き支援体制の充実に取り組みます。

■ 保健師による訪問指導の充実

障がいのある人やその家族の自宅に保健師などが訪問し、保健指導を行うことにより健康の保持・増進を図ります。

② 障がい者の健康づくり

障がいの悪化や機能低下を防ぐために、適正な医療と回復に向けたリハビリテーションが必要です。

入院治療から在宅での生活がスムーズに行えるように、医療と保健の十分な連携体制の確立とともに、機能訓練や訪問指導によるリハビリテーションの拡大充実のためのマンパワーの確保に努めます。

■ 施策の展開

■ 医療費の助成

障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）などの医療費の公費負担や医療費助成を行います。

■ 保健指導の推進

「健康相談」や「訪問指導」を実施し、心身の健康に関する相談を通じて生活指導や健康づくりの啓発を行うとともに、新たな障がいの発生を予防し、状態の維持や改善を図ります。

■ 健康づくりの知識の普及

町民一人ひとりの健康づくりのための行動指針である「健康たがみ 21」に基づき、町民の主体的な健康増進と疾病予防の取り組みを支援します。

また、栄養・運動教室の開催などにより、健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

■ 医療機関等との連携

関係機関や医療機関との連携に努め、障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう支援します。

③ 精神保健施策の充実

複雑化している現代社会では、家庭、学校、職場などでのストレスが増大し、神経症やうつ病、アルコール依存症などの疾患をはじめ、ひきこもりなど様々な形の心の健康を失った人が増加しています。

精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気でありながら、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であることを啓発するとともに、精神障がいや精神障がいのある人に対する周囲の正しい理解が必要です。

精神障がいは未然に予防することが重要であるため、うつ予防やひきこもり予防など、早期からのメンタルヘルス対策を推進します。

精神障がいのある人の安定した社会生活を維持するために、困難なケースの相談についても専門員による支援をいつでも気軽に受けられるよう、相談支援体制の強化と事業の周知に努めます。

また、住み慣れた地域で充実した生活を送れるように、医療機関や障がい者支援機関との連携を強化しながら、地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続するための支援を推進します。

■ 施策の展開

■ 発達相談の充実

発達の遅れや障がいの疑われる乳幼児に対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。

■ 精神保健活動等の推進

退院後、地域生活を送るうえで必要となる障がい福祉サービスのスムーズな利用につながるよう、精神保健福祉手帳の取得を促します。

また、精神保健相談により精神障がいの早期発見・早期治療から地域リハビリテーションにつなげます。

■ 精神保健医療等の充実

精神障がいのある人に対するサービスの充実を図り、退院促進や地域移行支援、地域定着支援、就労支援など医療的ケアと福祉的ケアの両面において支援の充実に努めます。

■ こころの健康づくり

心の健康づくりに関する理解が町民に深まるよう、広報・啓発に努めます。

(7) 情報のバリアをなくすために

① 情報提供の充実

広報紙は町の福祉の情報源として大きな役割を持ち、有効に活用されています。障がい者の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が適切に伝わるように、情報提供の方法や内容を充実していきます。

■ 施策の展開

■ 「福祉制度のご案内」の配布

「障がい者福祉制度のご案内」を作成するとともに、広報紙等によりサービスなどの情報提供を充実していきます。

■ 町のホームページの更新

利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫などホームページによる情報提供の充実を行います。

② コミュニケーション支援体制の充実

視覚や聴覚障がいのある人の社会的自立を促進するため、情報提供やコミュニケーションの補完ということが重要です。

そのため、聴覚や視覚障がいなどにより、意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

■ 施策の展開

■ 手話通訳者の確保・養成

手話ボランティア養成講座などの開催を通じて手話通訳者の確保・養成を図ります。

また、要約筆記者を十分活用してもらえるよう、広報に努めます。

■ 手話奉仕員養成研修の促進

手話奉仕員養成研修等への参加を促進し、手話奉仕員の増員に努め、不足している手話通訳者の確保につなげます。